

北海道学生サッカー連盟規約

(2024年4月1日最終改正)

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、北海道学生サッカー連盟（英文標記：HOKKAIDO UNIVERSITY FOOTBALL ASSOCIATION）と称する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本連盟は、北海道内の学生サッカー団体を統括代表し、公益財団法人日本サッカー協会、公益財団法人北海道サッカー協会及び一般財団法人全日本大学サッカー連盟の統轄を受けつつ、サッカー技術の向上と加盟登録団体相互の親睦を図り、北海道学生サッカー界の発展と広く社会貢献できる人材及びスポーツ文化発展のためにそのリーダーとなる人材を養成することを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 全道規模の競技大会の開催
- (2) 選抜チーム選手の選出とその強化
- (3) 指導者講習会ならびに審判育成のための講習会
- (4) その他本連盟の目的達成に必要な事業

第3章 組織

(加盟登録団体)

第4条 本連盟は、公益財団法人日本サッカー協会寄付行為細則第3条に基づく第1種登録し、さらに一般財団法人全日本大学サッカー連盟に登録した団体であって、第2条の目的を達成するために必要な条件を備えた団体で組織する。

(加盟登録団体の権利と義務)

第5条 加盟登録団体は、第2条および第3条に基づき、次の権利を有し、義務を負う。

- (1) 本連盟の運営に参加するための議決権を有する。
- (2) 本連盟主催の諸事業に参加する権利を有する。
- (3) 本連盟規約を遵守し、決議事項に従う義務を負う。

(加盟登録の手続き)

第 6 条 本連盟に新規に加盟登録する団体は、定められた様式により申請し、総会における承認後、登録費（チーム及び個人）を納入し、手続きを完了しなければならない。

2 前年度に引き続き本連盟に加盟登録する団体は、登録費を添えて、定められた期日までに手続きを完了しなければならない。

3 登録費その他加盟に関する条件は別に定める。

第4章 運営

（運営）

第 7 条 本連盟に、業務処理のため、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 各種委員会

2 各種委員会は、次に掲げる委員会とする。

(1) 専門委員会：総務委員会、広報委員会、技術委員会、審判委員会、競技委員会規律委員会、医学委員会

(2) 特別委員会：理事会で必要と認めた業務にかかわる委員会

3 各種委員会の運営については別に定める。

第5章 役員

（役員）

第 8 条 本連盟に、次の役員を置く。

- (1) 会長（1名）
- (2) 副会長（若干名）
- (3) 理事長（1名）
- (4) 副理事長（2名）
- (5) 理事（若干名）
- (6) 会計監査（2名）

（役員を選任）

第 9 条 会長、副会長および会計監査は、理事会の推薦に基づき、総会での承認を経て選任する。

2 理事は、次に掲げる者の中から理事会において選任する。

ア 本連盟に加盟登録した団体の部長、監督、コーチ等

イ 事務局長

ウ 会長が指名した学識経験者

3 理事長は、理事会において理事の互選により選出し、総会での承認を経て選任する。

- 4 副理事長は、理事の中から理事長が指名し、総会の承認を経て選任する。
- 5 本連盟には、総会の議を経て、名誉会長及び顧問を置くことができる。

(役員任期)

第10条 役員任期は、選任の日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会又は理事会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補充のため就任した役員任期は、前役員残任期間とする。

(役員職務)

第11条 会長は、連盟業務を総理し、本連盟を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときはこれを代行する。
- 3 理事長は、業務全般について処理する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長の事故あるときはこれを代行する。
- 5 理事は、理事会を組織して、総会の決定事項を遵守し、総会により委託された事項に関する業務を議決し、執行する。
- 6 会計監査は、本連盟の会計業務執行状況ならびに財産状況を監査する。

第6章 会議

(総会構成)

第12条 総会は、本連盟の最高議決機関であり、役員および各加盟登録団体の代表者1名によって構成する。

(総会審議事項)

第13条 総会は、次の事項について審議決定する。

- (1) 役員選任
- (2) 事業計画ならびに事業予算
- (3) 事業報告ならびに事業決算
- (4) 規約の改廃
- (5) 表彰ならびに罰則
- (6) 全日本大学サッカー連盟役員推薦
- (7) その他議決を必要とする重要事項

(総会召集)

第14条 総会は、会長が召集して、年1回必ずこれを開かなければならない。

- 2 会長が必要と認めた場合には、臨時に総会を開くことができる。
- 3 加盟登録団体総数の3分の1以上が会議開催の理由を示して開催請求をした場合には、

会長は臨時に総会を召集しなければならない。

(総会の議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の成立並びに議決)

第16条 総会は、構成員の過半数(委任状を含む)の出席をもって成立し、その議決は出席者(委任状を含む)の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合には議長の決するところによる。

(理事会の構成)

第17条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び理事によって構成する。

(理事会の審議事項)

第18条 理事会は、次の事項について審議する。

- (1) 理事の選任及び役員の推薦
- (2) 事業計画ならびに事業予算
- (3) 事業報告ならびに事業決算
- (4) 表彰ならびに罰則
- (5) 全日本大学サッカー連盟役員の推薦
- (6) その他審議を必要とする重要事項

(理事会の召集)

第19条 理事会は、定例の理事会を年4回開催することを原則とし、会長がこれを召集する。

2 会長が必要と認めた場合には、臨時に理事会を開催することができる。

3 理事の3分の1以上が会議開催の理由を示して開催請求をした場合には、会長は臨時に理事会を召集しなければならない。

(理事会の議長)

第20条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の成立と議決)

第21条 構成員の3分の2以上(委任状を含む)の出席をもって成立し、その議決は出席者(委任状を含む)の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(専門委員会の構成)

第22条 各専門委員会は、理事会において選任した委員をもって構成する。

(専門委員会委員長)

第23条 各専門委員会の委員長は、理事の中から理事会において選任する。

(専門委員会の運営)

第24条 各専門委員会の運営に関しては、別に定める。

第7章 会計

(経費)

第25条 本連盟の経費は、次の収入をもってあてる。

- (1) 加盟団体が納入する登録費（チーム及び個人）
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

(会計年度)

第26条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 賞罰

(表彰)

第27条 本連盟は、本連盟の発展に多大な功績を残した加盟登録団体および個人を、総会の議を経て、表彰することができる。

(罰則)

第28条 本連盟は、次に掲げる事項に該当する加盟登録団体および個人に対して、公益財団法人日本サッカー協会懲罰規定に基づく罰則を科すことができる。なお、決定事項については、理事会に報告し、承認を受けなければならない。

- (1) 本連盟の名誉を棄損すること
- (2) 本連盟規約に従わないこと
- (3) 総会の決議事項に従わないこと

2 本連盟で主催する大会については、大会ごとに規律委員会を設置し、大会規律委員会で罰則を科すことができる。

3 重罰に係ることは公益財団法人北海道サッカー協会に報告することとする。

第9章 雑則

(事務局)

第29条 本連盟の事務を処理するため、会長の指定する場所に事務局を置く。

- 2 事務局は、加盟登録団体から選出した学生幹事によって組織する。
- 3 事務局に事務局長及び事務局次長を置く。
- 4 事務局長、事務局次長及び学生幹事は、理事会において選任する。

(改廃)

第30条 本連盟規約の改廃は、総会において、出席者の3分の2以上の同意をもって行う。

附則

- 1 本規約は、昭和50年7月1日から施行する。

附則

- 1 本規約の一部改正は、昭和56年4月25日から施行する。

附則

- 1 本規約の改正は、昭和63年4月1日から施行する。

附則

- 1 本規約の一部改正は、平成2年4月1日から施行する。

附則

- 1 本規約の一部改正は、平成6年4月1日から施行する。

附則

- 1 本規約の改正は、平成10年4月1日から施行する。

附則

- 1 本規約の一部改正は、平成11年4月1日から施行する。

附則

- 1 本規約の一部改正は、平成14年4月1日から施行する。

附則

- 1 本規約の一部改正は、令和4(2022)年4月3日から施行する。

附則

- 1 本規約の一部改正は、令和6(2024)年4月1日から施行する。